

1 「児童虐待について考えよう」（子どもの人権）

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員等
- (2) 所要時間 75 分

活動のねらい（ポイント）

- (1) 児童虐待について正しく理解する。
- (2) 児童虐待を社会全体の問題と捉え、自分にできることについて考える。

準備するもの

ワークシート、資料 1～3、ポスター（提示資料を拡大したもの）、付箋紙、模造紙

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15 分	◆学習の確認（5 分） ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 ◆アイスブレイキング（10 分） 「うそ？ほんと？」 ・グループ内で自己紹介する。その際、名前以外に 3 つの内容について話すが、そのうちの 1 つはうそを混ぜる。 （例：好きな食べ物、好きな色、趣味など）	・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P 9 ・4 人程度のグループで行う。	
	・自己紹介の中で名前以外の内容を聞くことで、より相手を知ることができる。 ・その人から受ける印象やイメージから決めつけた考えとしないことの大切さを確認する。		
展開 50 分	◆アクティビティ 1（15 分） 「児童虐待について考えよう」 ①ポスターの□に入る言葉を考える。 ②虐待を受けている子どもの気持ちについて、感じたことをグループ内で伝え合う。 ③虐待の種類と定義について説明を聞く。	・ワークシートを配付する。 ・ポスターの「だいじょうぶ♪」を□で隠して提示する。  ・資料 1 を配付する。 ・資料をもとに虐待の種類と定義を説明する。	・ワークシート →P14 ・提示資料を拡大したもの - 付箋などで隠す ・資料 1 →P15

	④児童虐待に係る統計資料をもとに、気づいたこと、考えたことをワークシートに記入し、グループで話し合う。 ・児童虐待の定義を理解し、児童虐待が年々増加していること、心理的虐待の件数が多いこと、乳幼児の件数が多いこと等を確認する。		
	◆アクティビティ 2（30 分） 「自分にできそうなこと」 ①事例を読んで、児童虐待が起こる背景としてどのようなことが考えられるか、付箋紙に書き出す。 ②付箋紙を模造紙に貼り、グループで意見交換をする。 ③子どもを虐待から守るために、自分に何ができるのか考えて、ワークシートに記入する。 ④グループ内で一人ずつ発表する。 ⑤グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 ◆振り返り（5分） ・アクティビティをとおして考えたこと、気づいたことを中心に振り返る。	・資料 2 と付箋紙、模造紙を配付する。 ・付箋紙を模造紙に貼り、意見交換してもらう。 ・必要に応じて、資料 3 を配付する。	・資料 2 →P16 ・付箋紙 ・模造紙 ・資料 3 →P17
まとめ 10 分	◆まとめ（10 分） ①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。 児童虐待を、それぞれの家庭や個人の問題として加害者の責任を追及するだけではなく、社会全体の問題としてとらえ、大人一人ひとりの気づきと行動が、子どもの命や安全を守ることにつながることを知る。 児童虐待の防止に向けて、まずは自分のできることは何かと考えること、一人ひとりの関心が高まることが大切であるということに気づく。	・活動のねらい（ポイント）を押さえる。	

<参考資料など>

「子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターコンテスト2020 最優秀賞」

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク（令和2年）

「子どもへの虐待をなくそう！～今、あなたにできることがあります～」

NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク（平成28年10月）

児童虐待について考え、できることを考えよう

ポスターの に入る言葉を考えましょう。



「

」

「本当に大丈夫？」

資料1を見て、気づいたこと、考えたことを記入しましょう。

子どもを虐待から守るために、自分にできそうなことを具体的に考えてみましょう。

「私は、

ことが、できそうです。」

児童虐待の種類と定義

(1) 身体的虐待…身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

子どもは、打撲や骨折、頭部の外傷、やけど、切り傷などを負い、死に至ることもある。周囲からわかりやすく、顕在化しやすいが、加害者は洋服の下に見えない部分に暴行を加える場合もある。

(2) 性的虐待…わいせつな行為をすること又は児童・生徒をしてわいせつな行為をさせること。

子どもへの性交や性的な行為の強要などが挙げられる。本人が告白するか、家族が気づかないと顕在化しない。加害者から脅され口止めされているケースも少なくない。幼い子どもは性的虐待だと理解できないこともある。女性から男児に対しても起こる。

(3) ネグレクト…心身の正常な発達を妨げるような著しい減食あるいは放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

乳幼児や年齢の低い子どもに起こりやすく、安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至ることもある。保護者が、パチンコなどに熱中して子どもを自動車内に放置するといったこともネグレクトに該当する。

(4) 心理的虐待…著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭における配偶者に対する暴力、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

大きな声や脅しなどで子どもを恐怖に陥れること、無視や拒否的な態度をとること、著しく兄弟姉妹間差別をすること、子どもがドメスティックバイオレンスを目撃するなどが該当する。

※平成30年の厚生労働省の報告書によると虐待の加害者で最も多いのは実母で、全体の約5割以上を占めており、3割以上が実父となっている。

令和元年度児童相談所虐待相談受付件数について

神奈川県の子供相談所が受け付けた虐待に関する相談件数です。

5年間の年次推移

平成27年度	3135件
平成28年度	3514件
平成29年度	4190件
平成30年度	5348件
令和元年度	6704件

内容別件数

1	心理的虐待	4192件 (62.5%)
2	身体的虐待	1248件 (18.6%)
3	保護の怠慢ないし拒否	1219件 (18.2%)
4	性的虐待	45件 (0.7%)
計	6704件	(前年度 5348件)

認知に至る経路別件数の割合

1 警察 (45.2%)	2 近隣知人 (14.4%)	3 家族親戚 (12.0%)
4 学校等 (10.2%)		

対象年齢別件数の割合

1 乳幼児 (41.1%)	2 小学生 (35.5%)
3 中学生 (14.5%)	4 中学卒業以上 (8.9%)

児童虐待の事例

身体的虐待の事例

息子の2歳の反抗期頃から私の強さ、わがままに耐えきれず、ぶったり、けったりが始まって、かわいいときと憎らしいときがものすごいギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子をビンタしたりしているときは止められない状態になり、殺してしまうのではないかと考えていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

Aさん

心理的虐待の事例

私は25歳です。ずっと、3歳になる娘になぜこんなにも冷たくなれるのかと、時折考えていました。娘はおとなしく、親の手をわずらわせることなく、私も普通の親だと思っていました。でも娘が1歳になり、2歳になり、私の小さい頃とだぶって見えてくるようになると、私が小さい頃、私の母に「お前なんか生まれなければよかった」「死んでしまえ」と言葉の暴力を受けていたことを思い出したのです。娘にも同じようなことをしていたのです。

Bさん

ネグレクトの事例

ふたりの子どもがいますが、上の子を、うまく愛せませんでした。下の子と同じように可愛がることも、抱き寄せてやさしくしてあげることもできません。側にこられただけでイヤな気分になったりすることもあります。いまのままで上の子どもは精神的な面で将来大きな傷になりそうです。どういう風に育児をしていいのかわからず見当もつきません。

Cさん

ネグレクトの事例

夫に借金があることがわかり、息子が6か月になった頃から、泣き声が耳につき、だんだんうるさくなりました。息子はいい子なのに、私はミルクをあげるのがおっくうで、お腹がすいて泣くのをほおっておくのです。息子は泣き疲れ、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさで涙が出るのですが、また、同じことをしてしまう自分がいます。

Dさん

児童虐待の要因と子どもの命と安全を守るために

情報が氾濫している今、「こうしなければならない」「こうでなければならない」というプレッシャーが親を追いつめ、完璧な親になろうとして、うまく行かずに、子どもにあたってしまうことがあります。夫の生活が仕事中心で育児に協力してくれない、核家族化で親しく相談できる人がいない、など、現代社会が抱えている問題が背景に潜んでいることもあり、児童虐待は、どの家庭でも起こり得ることだと言えます。

虐待を引き起こす要因

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こります。その要因には、以下のようなことが挙げられます。

- 育児への不安
- 孤立した子育て
- 子どもの障がいや育てにくさ
- 夫が育児に非協力的
- 夫婦の不和
- 親自身が自分の親との葛藤を抱えている
- 親自身の虐待を受けた経験
- 経済的に苦しい
- 夫が定職についていない
- 産後うつ病
- アルコール依存症 など

「児童虐待かな？」と思ったら

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。自分の周りで、下のサインが見られたら、様子を見守り、「児童虐待かな？」と思ったら、児童相談所や市町村に通告をしてください。（児童相談所や市町村に虐待が疑われるケースについて連絡することを「通告」といいます。）

- | | |
|--|---|
| ☐ 不自然な傷や打撲のあと | ☐ 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| ☐ 着衣や髪の毛がいつも汚れている | ☐ 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣いているなど心配な様子がある |
| ☐ 表情が乏しい | ☐ 「痛い」「やめて」という声が聞こえる |
| ☐ おどおどしている | ☐ 親を避けようとする |
| ☐ 落ち着きがなく、乱暴になる | |

児童相談所・市町村への通告は、子どもと保護者に対する「公的支援」のスタートです。

あなたからの通告が、苦しい思いをしている親子が、よき援助者に出会えるきっかけになります。

通告は匿名でもできます。

通告をした人が誰かを特定するような情報は、必ず守られます。

結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。

虐待ともいえないけれど、ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく怒っている」…など、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。

育児の悩みを話せる相手がいれば、もしかしたら心が少し穏やかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、市町村や児童相談所に連絡し、専門職の支援に委ねましょう。

「全国 子育て・虐待防止相談窓口」

● 虐待かなと思ったら…

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189（いちはやく）

お住いの市町村の窓口

子ども担当課へ



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



本当に大丈夫？

「だいじょうぶ」

虐待かな？と思ったら、
児童相談所虐待対応ダイヤル

● 秘密は守られます。● 匿名でもかまいません。● 無料でかけられます。

189

イチ ハヤ ク

認定 NPO 法人 児童虐待防止全国ネットワーク オレンジリボン運動事務局 URL <http://www.orangeribbon.jp> 後援：内閣府、文部科学省、厚生労働省 他

「子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターコンテスト 2020 最優秀賞」
NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク（令和2年）